

## 記入上の注意事項

1. 届出者  
(1) 通常は特定建築物の所有者であるが、特定建築物の全部の管理について権原を有する者（丸借り人等）があるときはその者。  
(2) 法人にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入する。  
(3) 共有又は区分所有する場合は連記する。
2. 特定建築物  
名 称  
一般的に標ぼうしている名称を記入する。
3. 特定用途  
該当する特定用途すべてを○で囲み、占有面積の最も多い特定用途を◎で囲む。
4. 特定用途  
以外の用途  
延べ面積の大きいものから順次記入する。
5. 特定用途に  
供される部分  
の延べ面積  
構造の概要における「特定用途に供される部分」欄の a、b、c の合計を記入する。
6. 特定用途に  
供される部分  
以外の部分の  
延 べ 面 積  
構造の概要における「特定用途に供される部分以外の部分」欄の B を記入する。
7. 維持管理  
権 原 者  
(1) 特定建築物の所有者、占有者その他の者で、当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの。  
(2) 法人にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入する。  
(3) 区域を異にして維持管理権原者が複数存在する場合は連記する。
8. 所 有 者  
(1) 法人にあつては名称、代表者氏名、所在地を記入する。  
(2) 共有又は区分所有する場合は連記する。
9. 全部の管理  
について  
権原を有する者  
(1) 特定建築物の所有者、占有者その他の者で、当該特定建築物の全部の管理について権原を有するものがある場合にのみ記入する。  
(2) 法人にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入する。

10. 建築物  
環境衛生  
管理技術者

メンテナンス業者等から選任されている場合は、所属会社、所在地を記入する。

11. 特定用途に供  
される部分

- (1) 特定用途（そのもの）の部分とは、特定用途そのものに供される部分という。（例：事務所・店舗の専用部分）
- (2) 特定用途に附随する部分とは、特定用途（そのもの）の部分と密接不可分の関係にある、いわゆる共用部分。（例：廊下、階段、便所）
- (3) 特定用途に附属する部分とは、特定用途に附属した機能、目的を有するものであって、特定用途と分離して取り扱うほど独立した機能、目的を有しない部分をいう。（例：百貨店の倉庫、事務所に附属した駐車場等）

<記載例>

階別	特定用途（そのもの）の部分			特定用途に附随する部分			特定用途に附属する部分		
	延べ面積	室数	用途	延べ面積	室数	用途	延べ面積	室数	用途
階	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
B1F	750	5	店舗	90	2	廊下、便所等	750	2	倉庫、駐車場
1F	850	4	店舗、事務所	90	1	廊下、便所等			
2F	850	4	事務所	90	1	廊下、便所等			
3F	800	4	事務所	90	1	廊下、便所等			

12. 特定用途に供  
される部分以  
外の部分

- (1) 特定用途に供される部分以外の部分とは、特定用途に供される部分（a、b、cを含む）以外の部分、すなわち特定用途から独立した機能、目的を有する部分をいう。（例：独立の診療所、住宅部分）
- (2) 延べ面積欄には、建築物全体での該当部分の面積を記入する。
- (3) 用途欄には、用途及び階別を記入する。

<記載例>

延べ面積	B 200 m <sup>2</sup>	用途	歯科診療所 4F
------	----------------------------	----	-------------

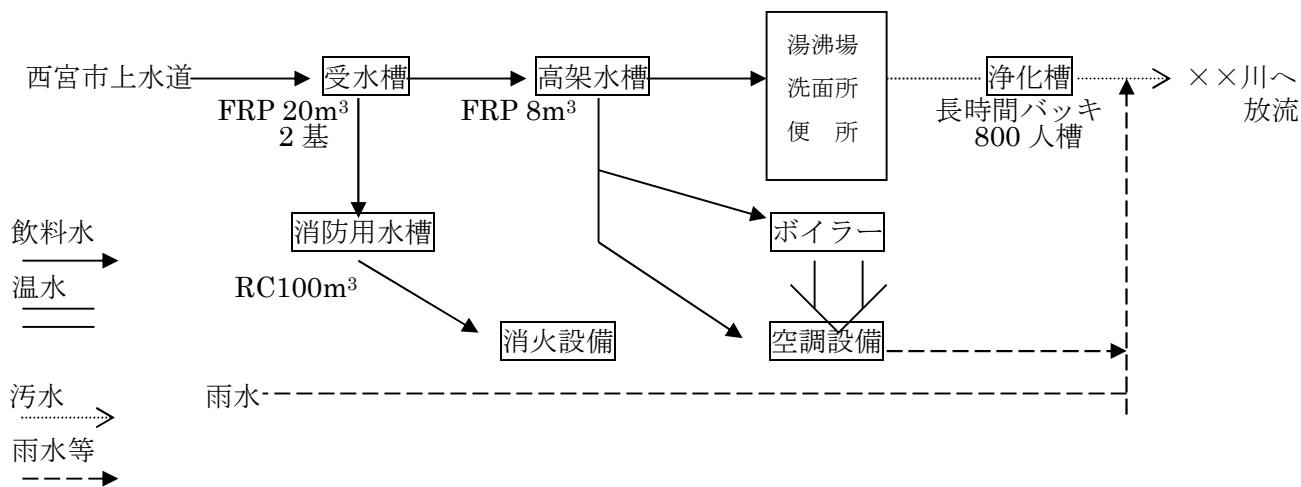
### 1 3. 空気調和設備

又は機械換気設備

- (1) 空気調和設備とはエアフィルター、電気集じん機等を用いて空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。
- (2) 機械換気設備とはエアフィルター、電気集じん機等を用いて空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいい、空気調和設備のもつ機能のうち、温度調節、湿度調節の機能を欠くものである。
- (3) 中央管理方式とは各居室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式をいう。例えば、空気調和設備の場合、中央機械室で空気を調整し、ダクトを通じて各居室に供給する方式（ダクト方式）のほか、中央機械室において浄化、減湿等の処理をした空気を、さらに各階、各居室等に設けられた 2 次空気調和機により冷却等の処理をして各居室に供給する方式（各階ユニット式、ファンコイルユニット式）等が含まれる。
- (4) 個別管理方式とは個々の居室を他の居室とは無関係に空気環境の調整を行う設備（ウインドクーラー等）のみがある場合をいう。

### 1 4. 添付書類

#### (1) 給排水系統図記載例



#### (2) 維持管理体系図記載例

